

指宿市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するご意見等とそれに対する市の考え方

第5章 事業計画

4 教育・保育の量の見込みと確保方策について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	2号・3号認定の「量の見込みと確保方策」で、空き待ち児童が予想されている。認可保育所の定員増や認定こども園化だけでは対処できないと考察されるので、具体的な整備に対しての数値目標を決めて新規の認可保育所の増設をする必要があると思われる。	本市においては、国の方針に基づき中間年度の平成29年度までに、ニーズに対する確保をする計画となっております。確保方策の一つとして、新規の認可保育所を増設するという方法もありますが、具体的な数値目標については、その時の地域の実情やニーズを踏まえた上で、関係団体との協議や子ども・子育て会議の委員の意見を聴きながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。
2	この計画とは別に、保育所等整備計画を並行して策定して、確保策の数値目標を立てることも必要と考察される。	保育所等の整備計画につきましては、現在、老朽度等の観点から施設改修等の緊急性が認められる場合や定員増が図られる場合に活用できる、保育所緊急整備事業により進めております。 今後ともこれまでと同様に、国、県の補助事業を活用するとともに、本市の財政状況等を勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

第7章 計画の推進に向けて

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
3	市町村の責務として、「量の確保」と「質の改善」に取り組むとしてある。市の子育て支援センターを保育士・保育所支援センターとして活用し、保育士の質向上支援研修や離職保育士が現場復帰するための研修支援等を実施できれば、保育士の量と質の確保が図られると考察される。	本計画に基づき、必要性、重要度の高いものから実施、充実に取り組むとともに、国、県、他市町村の動向を注視しながら、調査、研究してまいりたいと考えております。
4	現在、各教育・保育施設等で実施している子どもの送迎を国の支援策を活用し、乗合的な送迎サービスとして送迎センターで、実施することを検討される必要があると考察される。	